

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和2年6月15日（月）
午前9時28分 開会
午後0時07分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 田中藤一郎
委員 井上 正治、上田 伴子、
清水 寛、竹中 理、
福田 嗣久
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 西田 真^印

文教民生委員会・文教民生分科会次第

2020年6月15日（月） 9:30～

第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査（2頁）

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 請願・陳情の審査

ア 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

イ 請願第3号 子どもたちと向き合う時間の確保に関する件

(3) 報告事項について

ア 新型コロナウイルス感染症予防力向上事業の申請受付について
（生活環境課）

イ 新文化会館整備基本設計業務契約候補者選定に係る公募型プロポーザルの
再開について（新文化会館整備推進室）

(4) 委員会意見・要望のまとめ

(5) 分科会意見・要望のまとめ

(6) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について <別紙1>（3頁）

(7) その他

4 閉 会

令和2年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 第78号議案 物件購入契約の締結について
- 第79号議案 物件購入契約の締結について
- 第83号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第86号議案 豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第88号議案 令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第89号議案 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第91号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 報告第7号 専決処分したものの承認を求めることについて
- 専決第8号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）
- 報告第8号 令和元年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について
- 第87号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）

文教民生委員会重点調査事項

R02.04.13

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について
- 9 新型コロナウイルス感染症対策について

文教民生委員会名簿

2020.06.15

【委員】

職名	氏名
委員長	西田 真
副委員長	田中 藤一郎
委員	井上 正治
委員	上田 伴子
委員	清水 寛
委員	竹中 理
委員	福田 嗣久

7名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	旭 和則	生活環境課長 (報告事項のみ)	成田 和博
文化振興課長	米田 紀子	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課参事	橋本 明宏	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
新文化会館整備推進室長 (報告事項のみ)	櫻田 務	日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
スポーツ振興課長	池内 章彦	日高振興局 市民福祉課参事	川端美由紀
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高
		但東振興局 市民福祉課参事	田邊 雅人

8名

11名

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	久保川伸幸	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	原田 政彦	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	小野 弘順	教育総務課参事	木之瀬晋弥
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	内海 忠裕
健康増進課参事	村尾 恵美	こども教育課参事	恵後原博美
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課長	木下 直樹
		こども育成課参事	吉本 努
		こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	吉谷 孝憲
		こども育成課参事	山本加奈美

9名

13名

【事務局】

職名	氏名
議会事務局主幹兼調査係長	木山 敦子

合計49名



事務局

竹中 委員・

上田(伴) 委員・

清水 委員・

田中 副委員長○

西田 委員長◎

福田 委員・

井上 委員・

地域コミュニティ振興部

桑井部参事

池内課長

幸木部長

旭参事

大谷参事

大岸課長

教育委員会

木之瀬参事

吉本参事

永井課長

木下課長

堂垣次長

飯塚課長

市民生活部

谷岡部長

川崎参事

定元課長

健康福祉部

久保川部長

小野参事

原田課長

惠後原課長



午前9時28分開会

○委員長（西田 真） おはようございます。

久しぶりの快晴になりまして、心も、皆さんも、委員の方も晴れ晴れとした委員会だと思いたいで、慎重に質疑のほうやっていたきたいと思いたいます。

まだまだ新型コロナウイルスのほう落ち着きませんけど、兵庫県のほうでは29日間出てないということもあって、ほぼ終息に来とるんかなと思いたっておるんですけど、東京のほうではまだまだ増えていてますんで、なかなか全国的には難しいかなと思いたってます。世界的には、南半球のほう物すごい感染症が増えておりますし、死亡者も増えてますんで、皆さんも新しい生活様式としていろんなことを気にしながら、守りながら、うつさない、うつらないということをやっていたきたいと思いたいます。

それでは、早速始めたいと思いたいます。よろしくお願いたいます。

それでは、ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

なお、次第3の(3)の報告事項のみ、市民生活部、成田生活環境課長及び地域コミュニティ振興部、櫻田新文化会館整備推進室長を出席をさせたいとの申出があり、許可しておりますので、ご了承願いたいます。

また、一般会計に関する予算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は委員会と分科会を適宜切り替えて行いたいますので、ご協力をお願いたいます。

これより協議事項(1)番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、まず委員会付託された議案の説明、質疑、討論、表決を行い、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された議案の説明、質疑、討論、表決を行いたいます。続いて、請願・陳情の審査を行いたいます。その後、報告事項に続き、委員のみで委員会及び分科会意見・要望等の取りま

とめを行いたいます。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をよろしくお願いたいたします。

また、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いたします。

議案の審査につきましては、お手元の議案付託・分科会分担表の順に行いたいますので、ご協力をよろしくお願いたいたします。

まず、第78号議案、物件購入契約の締結についてほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課、木之瀬参事。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 議案書46ページをお開きください。第78号議案、物件購入契約の締結についてでございます。

本案は、中学校で使用いたします教育用情報機器の購入につきまして、物件購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、城崎中、豊岡南中、豊岡北中、港中、出石中の5校に係る中学校教育用情報機器の購入でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は5,280万円でございます。その他は、記載のとおりでございます。

○委員長（西田 真） 大谷参事。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 続きまして、47ページをご覧いただきたいと思いたいます。47ページをご覧ください。第79号議案、物件購入契約の締結について。

本案は、日高等学校給食センターで使用します食缶食器洗浄機の購入について物件購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、日高等学校給食センター食缶食器洗浄機の購入です。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は3,850万円です。その他は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） ちょっと1台になりますと、まずまずの値段はしてるんですけども、その価格的部分で言いますと、高過ぎるのではないかなというふうにちょっと一般的に思っちゃうんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 今回の物件購入契約につきましては、機器の価格に加えまして、設定費用でございまして、一部ソフトウェアの費用なんかも含まれておりますので、となっております。業者のほうから聞いておりますのは、特に今回につきましては、設定作業でございまして、コロナウイルスの関係もございまして、密にならないようにということで、注意をしながら設定をする必要がございますので、その辺りについて人件費等がかさむということでは報告を受けております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） 分かりました。ただ、設定費等々がなかなか、どれぐらいなのかというのが、ちょっと値段が高いかなと思っております。はい、分かりました。よろしいです。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） このパソコンの機種等の選定というのは、各メーカー、例えば納入業者に任せてあるのか。こちらのほうが機種を選定して、入札をするのか。その辺はいかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 機種を選定についてでございますが、基本的にこちらのほうから仕様書でもって、機器の性能ですね、CPUはどれぐらいの速度のもの、メモリーはどれぐらいの容量というようなことを指定しまして、入札を行っております。基本的に一部のメーカーに偏ることなく、複数のメーカーでもって対応するような仕様に心がけております。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） よろしいです、それで。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） すみません、ちょっと聞き漏らしてしまいまして、中学校5校を教えてもらえますか。すみません。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） まず、今回、校務用パソコンとコンピューター教室のパソコンと2種類入れておりますが、まず、校務用のパソコンでございまして、豊岡南中学校、豊岡北中学校、港中学校、城崎中学校の4校でございまして、パソコン教室のパソコンにつきましては、城崎中学校、出石中学校の2校でございまして、延べ5校となっております。

○委員（田中藤一郎） 分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（田中藤一郎） はい。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 5, 280万円で、指名競争入札、何社入札をされて、それで落札業者と次点の業者がどれぐらい差があるんですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 今回の指名業者は計10社でございます。今回の入札につきましては、備品購入に加えまして、5年間の保守料も合わせた金額でもって入札をしておりますので、契約金額とはちょっと一致しないことをご了承ください。1番が5, 400万円で、2番の業者につきましては5, 675万円となっておりますので、275万円の差があるということになっております。以上でございます。

○委員（福田 嗣久） はい、分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろ

しいか。

清水委員。

○委員（清水 寛） ちょっとこれは、ここに今出てないところになってくる、ほかに出てるのかもしれないですけども、要は入れ替えということで、旧のパソコンというのはどのような扱いを今、考えておられるんですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 例年、更新を行いましたパソコンで、これまで使っておりましたパソコンにつきましては、買取り業者のほうに引取りをさせておきまして、僅かではございますが、市のほうから言いますと、売却というようなことで市の歳入のほうに入れておるような状況ではございます。以上でございます。

○委員（清水 寛） 分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（清水 寛） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第78号議案及び第79号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第78号議案及び第79号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第83号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、恵後原課長。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、議案の120ページをご覧ください。第83号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料が納付困難な状況にある方について、減額または免除できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

122ページをお願いします。改正の内容について、条例案要綱によりましてご説明いたします。

改正の内容は、条例附則第5条関係で、新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料を減額または免除できるようにする規定を定めております。

次に、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例附則第5条の規定は令和2年2月1日から遡及して適用することとしています。

ここで、今回実施しようとしている保険料減免の概要についてご説明いたします。

今回の減免については、国の対策を踏まえて、厚生労働省のほうから4月9日付で、所定の基準により減免措置を実施する場合には国費による財政支援を行う旨の事務連絡があったことから、対応するものです。保険料の減免については、本市介護保険条例の本則第9条ほかの関係規定により制度化されているところでございますが、当該事務連絡の内容が被保険者に有利な基準で、国の財政支援の対象となる算定基準等が示されたことを受けて、本市においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等につきまして減免を行うため、減免の根拠を明らかにしておくものです。

今回の改正では、条例で規定すべき対象者の範囲及び減免対象期間の設定については、時限的、特例的な扱いのため、附則で定めることとし、その内容については、国庫財源を充てるため、国が示す減免基準を適用することとしております。

配付資料をご覧ください。例規の整備といたしましては、介護保険条例のほうで1の減免対象者と2の減免対象者となる第1号保険料について規定し、3の減免対象者に対する減免額については規則で規定することとしております。

まず、減免対象者の要件ですが、減免事由としては2つあります。1つ目は、減免を希望する第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の状態で判断するもので、その世帯主たる生計維持者が感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合です。2つ目といたしましては、感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合がございます。

この収入減少の具体的な要件といたしましては、世帯主たる生計維持者の収入等につきまして、①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の4つの所得の種類いずれかの収入金額が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであって、②その収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることです。

次に、減免対象となる第1号保険料については、令和元年分と令和2年分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月末日までの間に納期限が設定されている保険料としています。

続いて、減免額の算出についてですが、減免要件1つ目の主たる生計維持者が感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯の第1号被保険者の場合につきましては、保険料を全額免除といたします。また、減免要件2つ目の主たる生計維持者の収入減少が一定基準を満たす世帯の第1号被保険者の場合につきましては、保険料の一部を減額いたします。この減免額の算定につきましては、まず、減免対象者の保険料額から当該世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に占める減少が見込まれる所得の種類に係る前年の所得額の割合に相当します額、これを対象保険料額といたしますが、これを求めまして、この額に主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合を掛けて減免額を算定します。この減免割合につきましては、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が200万円以下の場合につきましては10分の10、超えている場合については10分の8としていますが、感染症の影響により当該主たる生計維持者の方が事業等の廃止や失業をした場合にあつては、前年の合計所

得金額に関わらず、対象保険料の全部を免除することとしています。

なお、減免対象者が既に減免後の保険料額を超えて納付済みのときは、過納分を還付することとしております。

裏面をご覧ください。減免の対応フロー図と算出例を掲載しております。算出例は、高齢者夫婦世帯で、お二人ともが老齢基礎年金を満額受給し、営業収入のある夫が主たる生計維持者となっている住民税課税世帯の場合を挙げております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の夫の営業売上げ収入が前年と比べて半減する見込みのため、減免申請をされた設定であります。感染症の影響により、主たる生計維持者である夫の収入減少ですので、フロー図でいいますと、右側半分に分になります。要件確認のほうでは、夫の収入等の状況が①、②のいずれにも該当するため、この世帯の第1号被保険者である夫婦ともが減額の対象になります。よって、夫婦お1人ずつの減免後の賦課保険料につきましては、各所得段階区分に応じた保険料から算出した対象保険料額と減免割合によって算出される減免額を控除した額となります。参考にしてください。

議案書のほうに戻っていただきまして、123ページお願いします。こちらのほうに新旧対照表のほうを添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） なかなかよく分からないんですが、例えばこの対象の方は、その方の申請によって、こういう減免とかのことが受けられるということで、その対象者の方が申請されたことにより、されるということですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） そのとおりでございます。申請で始まるような仕組みになっております。

○委員長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 申請によるんでしたら、もうその方がこの制度を知っておられないと、なかなか大変かなと思うんですけども、そこら辺のことはどうなんでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） この承認をいただきましたら、早いうちに周知のほうですね、広報等もですし、ホームページ等も使いながら、周知をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） よくホームページって言われるんだけど、私もちょっと議場でも言わせてもらったんだけど、ホームページをなかなか開いて見る習慣のない方とか、ホームページっていうこと自体をそもそもやらない、開かないと、パソコンのそういう情報で、情報機器で見るということをされない方もあるので、やっぱりあの例の放送なり、それから、紙によるお知らせが一番大事かなと思いますので、そこら辺での徹底をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） おっしゃられること、当然だと思いますので、また検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 説明を受けて、ちょっと分からないところもあるんですけども、対象として今想定されてるのは、何人ぐらいの想定をされてるんでしょうか。そのうちに、例えば今の減免、10分の10、10分の10はないかな、10分の8、この辺りのことを何人ぐらい想定をされてるか、ちょっとざっと分かれば、こちら。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 次の補正予算のほうでもご説明させてもらおうかなと思ってましたけれども、実際、この対象人数、読みにくいところが

ございまして、今後の蔓延状況とか、そういったところもあります。ですけども、今回算定を考えてますのは70名でございます。その内訳につきましては、また補正予算のほうで説明をさせていただけたらと。

○委員（福田 嗣久） それくらいのもんですか。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第83号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第86号議案、豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

こども育成課、木下課長。

○こども育成課参事（吉本 努） こども育成課、吉本でございます。

○委員長（西田 真） ちょっと名前、もう一遍言ってみて。

○こども育成課参事（吉本 努） こども育成課の吉本でございます。

○委員長（西田 真） はい。

○こども育成課参事（吉本 努） 私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、144ページをご覧ください。第86号議案、豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後児童クラブの利用を自粛した場合の使用料の特例を定めようとするものでございます。

条例改正の内容につきましては、議場において教育次長がご説明したとおりでございますけれども、若干補足の説明をさせていただきます。

146ページの条例案要綱をご覧ください。改正の内容のまず(1)の内容についてでございますが、現在、放課後児童クラブの使用料につきましては、月額で徴収をいたしております。今回のように、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受けまして、放課後児童クラブの利用自粛をお願いした場合ですとか、仮にですけれども、クラブ内で感染者が発生し、そのクラブを休業するような場合については、月額の使用料を日割りで計算した額としようとするものでございます。

次に、(2)でございますけれども、例年では、小学校の夏休み期間中につきましては、朝の8時からクラブを開設いたしております、通常月に比べまして、7月及び8月の月額の使用料を高く設定いたしております。今年につきましては、夏休みの期間が短縮となったことを考慮いたしまして、月額の使用料を通常月と同額の7,000円にしようとするものでございます。

附則のほうで、この条例については公布の日から施行し、改正後の豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例附則第4項及び第5項の規定については、令和2年4月1日から適用することといたしております。

なお、147ページ以降に新旧対照表を添付いたしておりますので、ご清覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員(上田 伴子) この児童クラブの利用者に対してですけれども、学校休業中とかも、このコロナの感染の影響が出た時点で、なるべくおうちで対応できる方はお願いしますということで、人数をなる

べく減らすような状態でのクラブの運営だったと思うんですけれども、そういうお願いをされて、休んだ方も日割り計算になっていたんでしょうか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○こども育成課参事(吉本 努) 今、上田委員のおっしゃっていただいたとおりに、感染症の発生した特に緊急事態宣言中は、やっぱり感染予防という観点から、利用の自粛をお願いいたしておりました。逆にこちらのほうから要請をいたしておりましたので、その方については月額丸々頂くというわけにはいきませんので、日割りという形にして、利用実態に応じてだけの金額を頂くという形で今回改正をお願いするというものでございます。

○委員長(西田 真) 上田委員。

○委員(上田 伴子) お願いするという、今までのところも日割りでされていたということですね。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○こども育成課参事(吉本 努) 通常の方は月額丸々という形なんですけれども、具体的に言いますと、利用のほうの利用自粛をお願いしました4月、5月については日割りという形になるかと思えます。

○委員(上田 伴子) 分かりました。

○委員長(西田 真) よろしいか。

ほかにありませんか。

福田委員。

○委員(福田 嗣久) この(2)の7,000円とするということで、今期は、今年の夏休みは短縮ということで、通年でしたら何ぼでしたの、夏休み期間は。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○こども育成課参事(吉本 努) 通常、通例ですね、7月が8,000円、8月が1万円頂いております。それを7,000円にという形にさせていただきますかと思っております。

○委員(福田 嗣久) 分かりました。

○委員長(西田 真) よろしいか。

○委員(福田 嗣久) はい、よろしい。

○委員長(西田 真) ほかにありませんか。よろしいか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第86号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第88号議案、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、恵後原課長。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、183ページをご覧ください。第88号議案、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本案は、今議会に上程しています第83号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定に伴う補正予算で、歳入歳出ともに補正額の増減はなく、歳入予算について財源変更を行うものです。

主な内容について事項別明細書によりご説明いたしますので、189ページをご覧ください。歳入の内訳ですが、保険料の546万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者の介護保険料の減免見込みによるものです。この減額の算定にあつては、4月1日賦課期日現在の被保険者数2万6,730人のうち、減免対象となる可能性があるとして想定されます所得段階区分が第3段階から8段階にある普通徴収義務者の716人の1割に当たる70人の全額減免を想定しております。

次の国庫支出金の増額につきましては、このたびの減免に該当するものは国から財政支援措置されますので、保険料の減額相当額を国庫補助金に計上するものです。

次に、191ページから194ページの歳出についてです。補正額のほうはありませんが、歳入の財源変更を受けて、保険給付費の各種サービス等の財源を一般財源から国庫支出金のほうに更正するものです。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 先ほどの説明の中で、収入減の人の716人の1割、70人と想定された、その根拠というのは何でしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 説明の中で伝えておりました所得段階区分の第3段階から8段階のほうなんですけれども、各所得段階別に見ますと、第3段階で普通徴収の方が103人おられます。で、そのうちの1割ということで10人の方、第4段階の方が152人、普通徴収でおられますので、15人というふうな形で見ていきますと、第5段階で111人で1割の11人、第6段階、186人で18人、第7段階が124人で12人、第8段階で40人で4人相当ということで、合わせて70人というふうな算出でおります。以上です。

○委員長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 今説明受けたんですけど、ちょっとよく分からないんですけども、そのうちの1割ということの想定についてもちょっとよく分からないので、どういうふうに考えたらいいかなど。そこら辺、ちょっともう少しお願いします。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 失礼しました。1割の根拠でございますけれども、何と指標がありませんけれども、多くて1割、普通徴収者の方の1割ぐらいかなというところで計上させていただいてるところでございます。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） ぶっちゃけたところは今言ったようなことで、明確な数字の根拠がある

わけでは、正直言うと、ないというのが、まず、そこはそのとおりです。1割という辺におきました一方で、全額減免という考え方も取り入れています。先ほどの基準の中でいうと、コロナで亡くなったり重症化したら、その方は全額というのはありますが、それはそもそも豊岡市では該当ないと思っております、今の段階は。で、失業とかっていう方は、それはあるのはあるんだらうなっていうことがあります。一方で、収入が減少してっていうことで、8割減免の人もそれなりにおられると思うんですが、置く根拠の数字の持ち方が、正直言ったら、明確に見えてるわけではないということで、全員が全額ということも多分ないだろう。一方で、1割で済むかどうか、正直言ったら、よく分からないというところも併せて考えると、この数字を置いとくことで対応できるんじゃないかという見込みということでご理解いただけたらと思います。

○委員長（西田 真） よろしいか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） それでは、申請によって、この数字が動くかもしれないということで承知しておいたらよろしいんでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） そのとおりです。

○委員長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。よろしいね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第88号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といた

します。

当局の説明を求めます。

市民課、定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 12ページをご覧ください。第89号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、2020年度の国民健康保険税の税率等の改定、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における減免規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、国民健康保険税の税率等の改定につきましては、5月27日に開催されました豊岡市国民健康保険運営協議会から2020年度の豊岡市国民健康保険事業運営の基本方針について答申をいただき、その趣旨を尊重し、提案をしています。

今年度の1人当たりの平均国保税額ですが、9万9,008円で、前年度と比較し、0.3%の減額としております。

16ページをご覧ください。内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

1の(1)ですが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を従来の61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を従来の16万円から17万円としています。これは、国の税制改正によるものです。

次に、税率ですが、(2)から(5)は医療分に係る基礎課税額についてで、所得割額の税率を100分の4.98、資産割額の税率を100分の7.24、被保険者均等割額を1万9,500円、世帯別平等割額については、一般世帯を1万4,600円、特定世帯を7,300円、特定継続世帯を1万950円とするものです。

(6)から(9)につきましては、後期高齢者支援金等課税額についてで、所得割額の税率を100分の2.82、資産割額の税率を100分の4.02、被保険者均等割額を1万400円、世帯別平等割額については、一般世帯を7,800円、特定世帯を3,900円、特定継続世帯を5,850円と

するものです。

次に、(10) から (13) は介護納付金課税額について、所得割額の税率を100分の2.28、資産割額の税率を100分の4.8、被保険者均等割額を1万1,000円、世帯別平等割額を5,700円とするものです。

次の(14)につきましては、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額を所得金額に応じて定めています。

次の(15)につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例を定めています。

なお、保険税の減免につきましては、本日お配りしておりますA4の2枚物の用紙で説明をします。1ページ目がカラーのやつです。

まず、1ページ目をご覧ください。国民健康保険税の減免の対象となる方として、①、②に記載しております。①については、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯について、保険税全額を免除とすることです。

また、②につきましては、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方については、保険税の一部が減額されます。減額される要件として、その下に(1)から(3)までの要件について記載しております。国民健康保険税の減免対象の世帯は、この3条件全てに該当しなければなりません。

③については、世帯ごとの保険税減免額を算出する計算式を記載しております。こちらにつきましては、後ほど2ページで説明をさせていただきます。

④については、減免の対象となる保険税の期間を記載しております。令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が設定されているものについて、対象としております。昨年度であります、平成31年度国民健康保険税については第8期、第9期が対象となり、令和2年度はこれからですが、第1期から第9期までの全期が対象となります。

では、2ページをご覧ください。計算例として、3人世帯で、世帯主が主たる生計維持者で収入が減

少した場合としております。なお、3人とも国保加入者であります。例の場合、(1)の減免対象となる保険税額ですが、1ページの④で説明しましたように、平成31年度の第8、9期分と令和2年度の年税額全てが該当しますので、①としまして、平成31年度第8、9期の合計額が年税額41万1,400円のうち9万円、令和2年度は年税額全額の41万6,800円が対象となります。そして、(2)の保険税が減額される要件としましては、1ページに記載されていますように、減額される要件に照らし合わせますと、①、②、③と全て該当しますので、この例の場合は減免対象となるということであり

ます。では、減免額ですが、(3)をご覧ください。減免額の計算を1ページに記載のとおり行いますと、①の平成31年度第8期、第9期分が課税額9万円に対し、減免額が8万7,100円となり、世帯主であります豊岡太郎さんの場合では、支払う減免後の保険税は2,900円となります。同じように計算した場合、②の令和2年度は課税額41万6,800円に対し、減免額が40万3,400円となり、世界主の豊岡太郎さんが支払う減免額の保険税は1万3,400円となります。

なお、最後の米印に記載をしていますように、既に納付済みの場合は、過納分を還付します。今回の場合、平成31年度の第8、9期分において既に9万円を納付されていた場合、減免額の8万7,100円が還付されることとなります。先ほど、介護保険の条例のほうでもありましたが、国民健康保険の場合も、あくまでもこれは申請主義であります。そして、この条例が可決されましたら、ホームページ等で周知をするというふうに考えております。

なお、7月の13日に国保税の納税通知書が発送しますので、そのときにまた文書等、何か入れるかと考えております。

減免の説明は以上です。

もう一度、16ページの条例案要綱に戻っていただきますようお願いいたします。下から2行目の2の附則です。第1項では、この条例は公布の日から施行

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第89号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第91号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課、定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 41ページをご覧ください。第91号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）をご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,064万円とするものであります。国保特別会計（事業勘定）につきましては、当初予算では骨格予算として概算計上をしておりましたが、先ほどの条例改正でご説明いたしましたように、今年度は、国保税の税率算定及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者の国保税減免に対する財政支援を踏まえた補正予算を提案しております。

補正予算の内容につきましては、まず、歳出からご説明します。

58、59ページをご覧ください。歳出補正予算総括表です。まず、国民健康保険事業費納付金は、国庫支出金及び県支出金の歳入の増額に伴う財源更正であります。

次に、基金積立金3,500万円の増は、令和元年度の決算剰余金を1億円と見込み、過大交付分の保険給付費交付金3,000万円を差し引いた7,000万円の2分の1を基金に積み立てるため、財政調整基金積立金を増額するものです。

次に、諸支出金3,000万円の増は、過大交付

されております保険給付費交付金を県に返還するため、償還金を増額するものです。歳出は以上です。

次に、1ページ戻っていただきまして、56、57ページをご覧ください。歳入について、歳入補正予算総括表によりご説明いたします。

国民健康保険税につきましては、前年度繰越金見込額の一部3,500万円と財政調整基金取崩し額1億8,000万円の合計2億1,500万円を国保税の軽減に充当し、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者減免額として5,000万円を減額します。したがって、合計2億6,500万円を減額することとなります。

次の国庫支出金3,000万円の増は、先ほど、新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の減免額を5,000万円と説明しました。その減免額5,000万円は全額補填されます。その補填分の国庫負担分として増額するもので、補助率は10分の6となります。

次の県支出金2,000万円の増は、国庫支出金と同じく、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免額の補填分の県負担分として増額するもので、補助率は10分の4となります。

次の繰入金1億8,000万円の増は、被保険者の税負担の急激な増加を軽減するため、基金繰入金を増額するものです。

次の繰越金1億円の増は、令和元年度の国保特別会計の決算剰余金の見込額として増額するものです。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 質疑といいますが、意見でもよろしいですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○委員（上田 伴子） このたびは、国保税額は1億8,000万円の繰入金で、僅かながらのプラスということで決定はしたんですが、私もそのところに

はあったんですが、やはりこの時期、コロナで皆さん、大変な中ですので、やはり2億円ぐらい入れて、もっと本当は下げたほうがよかったんじゃないかなと思っております。これは意見です。

○委員長（西田 真） 意見のみでよろしいか。

○委員（上田 伴子） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第91号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。再開は10時35分。

午前10時24分 委員会休憩

午前10時34分 分科会開会

○分科会長（西田 真） それでは、ただいまより文教民生分科会を開会いたします。

まず、報告第7号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第8号、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。説明に当たっては、資料のページ番号をおっしゃってください。

なお、質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、課単位で歳出、歳入の順でよろしくお願いたします。

どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 歳出から説明をいたします。

11ページ、12ページをご覧ください。一番下

の枠、9目子育て世帯臨時特別給付金支給費の3節職員手当等20万円から、次のページの上の枠、18節負担金・補助及び交付金1億500万円までの合計1億938万7,000円の増額は、子育て世帯への臨時特別給付金支給費として人件費、需用費、郵便料、システム改修費、そして、児童1人に1万円を支給する特別給付金の支給費全体の金額です。歳出は以上です。

続いて、歳入です。

9ページ、10ページをご覧ください。真ん中の枠の上から2行目の説明欄、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の1億938万7,000円の増額は、歳出で説明しました給付金支給に係る必要経費につきましては全額国の補助となりますので、歳出額と同額を増額します。

市民課からは以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課参事（小野 弘順） 歳出から説明させていただきます。

12ページをご覧ください。中ほどの枠の住居確保給付金事業費ですが、給付金を1,428万円補正しています。これは、本制度については、これまで離職または休業から2年以内の方が対象でありましたが、新型コロナウイルス感染症に係る生活支援策の一環として生活困窮者自立支援法施行規則が4月20日に一部改正され、休業等により収入が減少し、住居を失うおそれのある方も追加対象となりました。この対象拡大に伴う申請件数の急増に対応するため、専決による補正をお願いしたものでございます。

次に、歳入です。

10ページをご覧ください。一番上の枠の分ですけど、生活困窮者自立相談支援事業等負担金1,071万円です。これは、先ほど説明しました住居確保給付金に対する国の補助金で、補助率は4分の3です。

私からは以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） それでは、14ペ

ージをお開けください。14ページ、一番下の枠ですが、学校振興事業費、会場借り上げ料として27万8,000円を増額しております。これは、春に実施予定でありました修学旅行を秋に延期したときに発生する保護者負担費用の増額分を負担するものとしております。

続きまして、10ページ、歳入の説明をさせていただきますが、真ん中の枠の一番下になります。学校保健特別対策事業補助金27万8,000円、全額国庫補助で対応する予定でした。しかし、6月4日の通知で、今回の修学旅行の事業対象となるものは、令和2年3月2日から春期休業開始日、すなわち3月25日までのものとするものでした。したがって、今回の修学旅行には対象となりませんので、今後の修学旅行の実施状況に応じて、9月に修正を行っていきます。以上です。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 12ページですけれども、住居確保給付金支給事業費の1,428万円ですけれども、これは生活支援策ということで、収入減少によりということを説明されましたけれども、どういう基準なのか。それから、想定件数としては、これもどれくらい想定されてるのか。それから、1件当たりは幾らか、どういうこれも基準になるのか。その辺りを少し説明していただけないか。

それから、もう一つ、国庫補助が4分の3と言われたような気がしましたが、あとの4分の1は市の単費になるのか、その辺りも。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課参事（小野 弘順） まず、基準についてご説明させていただきます。

まず、収入に関する要件について、基準について説明させていただきますと、これは世帯人数によりまして、収入要件、基準が決まっております。例えば1人の世帯でいきますと、基準額が7万8,000円となっております。それに実家賃額を足したところが一つの基準額になります。で、実家賃額

も上限がございまして、1人ですと3万2,300円、先ほどの7万8,000円と3万2,300円を足しますと11万3000円、この収入基準額より下回れば、収入が下回れば、この住居確保給付金の対象になってくるというものでございます。ちなみに、2人ですと、その収入基準額が15万4,000円、3人ですと18万2,000円、4人ですと21万7,000円、5人ですと25万1,000円というようなものでございます。先ほど、収入と比較してってということなんですけど、収入として見させていただくのは就労収入、あと年金収入というものでございまして、今回、コロナウイルスの感染症で給付金だとかが支給されておるんですけど、その分は収入認定外という、収入として認定しないというような取扱いになっております。

続きまして、想定件数について説明させていただきます。

これも、何をもって想定するかってということで内部でも話しておったんですけど、1つには、リーマンショックの数字を参考にさせていただきました。平成22年のときのリーマンショック当時に34件の申請がございました。コロナはこれより大きな影響を与えるだろうということで、取りあえずこのリーマンショックのときの掛ける2倍ということで見込みをさせていただきます。さらに家賃につきましては、世帯に応じて基準額が異なるんですけど、一律3万5,000円という金額を見込みをさせていただきます。あとこれに、原則この給付金につきましては3か月が一つの支給の期間になるわけなんですけど、誠意を持って就職活動をされたりだとか、あと収入の状況が改善されなければ再延長もできるということになってまして、再延長の期間六月ということで、繰り返しになりますけど、34人掛ける2倍掛ける家賃3万5,000円掛ける六月ということで、1,428万円の補正を上げさせていただきます。次第でございます。

あと、最後のご質問で、補助率の4分の3の残りの4分の1につきましては、市費ということにございます。

私は以上です。

- 委員（福田 嗣久） 分かりました。
- 分科会長（西田 真） 結構ですか。
- 委員（福田 嗣久） はい。
- 分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

竹中委員。

- 委員（竹中 理） 今日現在で、その特別定額給付金の数字とか、ありましたら、お願いします。（発言する者あり）子育て……。

- 分科会長（西田 真） どうぞ。

- 市民課長（定元 秀之） まず、すみません、先に、今回の臨時特別給付金の制度をちょっと説明をさせていただきます。

今回の子育て世帯への臨時特別給付金は、児童手当を基本としておりますので、所得制限があります。児童手当の場合、所得制限の限度額以上の方には児童手当の特例給付ということで、月額一律5,000円を支給するという制度がありまして、本来、児童手当は支給されませんが、特例給付金として支給されます。4月分として1,023人が該当します。しかし、今回の臨時特別給付金においては、その児童1,023人には1万円は支給をされません。それが一つです。

また、児童手当はゼロ歳から中学校3年生までが対象ですが、逆に臨時特別給付金は現在の高校1年生も対象としております。そして、親が公務員の児童ですが、本来、親が公務員の児童の児童手当は勤務先から支給をされ、豊岡市では支給をしません。今回の臨時特別給付金は豊岡市が支給することになってます。

それらを含めまして、対象者ですが、本日、ゼロ歳から高校1年生までの対象者8,821人につきまして、今日です、6月15日に児童手当を振り込む口座へ1人1万円振り込んでおります。

なお、親が公務員の児童につきましては、勤務先から頂く申請書を市民課に提出していただいた後、支給とすることになります。その対象期間は6月1日から11月30日までとなっておりますので、また、今日現在、支給はありません。したがって、

最終的な対象者の確定は、12月にならなければ分かりません。以上です。

- 分科会長（西田 真） よろしいか。
- 委員（竹中 理） オーケーです。
- 分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号、専決第8号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第8号、令和元年度豊岡市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

- 教育総務課長（永井 義久） すみません、全てまとめて報告させていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。報告第8号、令和元年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定に基づき、報告をさせていただきます。

16ページをご覧ください。16ページの一番下になります。繰越明許費につきましては、令和2年の3月議会におきまして繰越明許の議決をいただいておりますので、今回は繰越額が確定しましたので、報告するというものでございます。当委員会の所管は、先ほど申しました款10の教育費に係ります16から18ページまでの6事業になっております。よろしくお願いいたします。以上です。

- 分科会長（西田 真） 説明は終わりました。質疑はありませんか。よろしいか。

上田委員。

- 委員（上田 伴子） すみません、その6事業をちょっとお願いしたいですけど。

○分科会長(西田 真) 16ページの下の3つと、18ページの上3つ。よろしいか、上田委員。16ページの1、2、3と、18ページの5、6、その3つですね、横に書いてありますけど。

○委員(上田 伴子) 分かりました。

○分科会長(西田 真) よろしいか。

○委員(上田 伴子) はい。

○分科会長(西田 真) ほかにありませんか。

特にご異議がありませんので、報告第8号は、了承すべきことに決定しました。

次に、第87号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明願います。

どうぞ。

○生涯学習課長(大岸 和義) 資料は172ページをご覧ください。一番上の枠でございます。説明欄を読み上げたいと思います。植村直己冒険館事業費30万円でございます。こちらにつきましては、5月の9日に予定しておりましたエベレスト登頂50周年記念フォーラム共催事業が新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から中止となったものによりまして、減額するものでございます。

説明は以上です。

○分科会長(西田 真) どうぞ。

○スポーツ振興課長(池内 章彦) 同じく172ページです。中段の枠で、生涯スポーツ振興事業費の減額ですけども、本年9月26日から28日の期間で神鍋高原で開催される予定でした全日本シニアソフトボール豊岡大会が中止となりましたので、大会実行委員会への補助金を減額するものです。

その下のオリンピック・パラリンピック推進事業費及び城崎ボートセンター管理費の減額ですけども、これも本年度に予定されてました東京2020オリンピック・パラリンピックが1年間延長されま

したので、関連経費を精査して減額をするものです。これらの関連経費につきましては、来年度のオリンピックの実施に合わせて、再度計上させていただきます。

歳入ですけど、160ページをお願いします。中段の雑入の事業助成金です。スポーツ振興くじ助成金ですけども、4月17日に採択通知を受けました。こうのとりのスタジアム分が1,600万円の採択、また新たにスポーツフェスティバル事業に62万5,000円の採択を受けました。当初予算に2,000万円計上しておりましたので、その差額の337万5,000円を減額しております。この採択結果によりまして、一番下の保健体育施設整備事業債、こうのとりのスタジアム事業分として360万円を増額をしております。

次の162ページをお願いします。一番上ですけど、過疎対策事業費の減額のうち70万円の減額は、オリンピック・パラリンピック推進事業費の減額によるものです。

続きまして、152ページをお願いします。地方債補正の変更です。下から4行目ですが、保健体育施設整備事業費のこうのとりのスタジアム分ですが、財源振替によって360万円を増額をしております。

下の過疎対策事業債の減額のうち70万円の減額変更は、オリンピック・パラリンピック推進事業費の減額に伴うものです。以上です。

○分科会長(西田 真) どうぞ。

○市民課長(定元 秀之) 歳出から説明します。

165ページ、166ページをご覧ください。一番上の枠の説明欄、個人番号カード交付事業費交付金5,162万6,000円の増額は、地方公共団体システム機構、通称J-LISと言いますが、そのJ-LISから令和2年度のマイナンバーカードの交付金の見込額が決定したと通知がありました。本年度の豊岡市の見込額は5,796万4,000円です。当初予算で633万8,000円を計上していたため、差引額5,162万6,000円を補正するものです。大幅に増額になった理由です

が、昨年度から、国が低迷するマイナンバーカードを取得推進のため、全国各市町村へ交付円滑化計画を作成させ、計画的に取り組むよう指示したことにより、マイナンバーカードが大幅に増加することを見据え、政府予算額が大幅に増額したものであること。具体的内容は、説明欄に記載のとおり、マイナンバーカード発行等に伴う事務費でありまして、主にマイナンバーカードを作成、発送する経費、マイナンバーカードへの記録等に必要な電子計算機の管理運用経費等であります。歳出は以上です。

続いて、歳入です。

157、158ページをご覧ください。2枠目の一番上の説明欄、個人番号カード交付事業費補助金5,162万6,000円の増額は、歳出でJ-LISに支払う交付金を増額すると説明しました。その支払う交付金は全額国の補助となります。したがって、歳出額と同額の5,162万6,000円を補助金として増額します。

市民課からは以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、166ページをお願いいたします。上から2つ目の表です。豊岡健康福祉センター管理費修繕料100万円についてでございます。各健康福祉センターの応急修繕用としまして予算措置しておりました50万円を執行する必要が生じたため、今後、各健康福祉センターで緊急的に応急修繕の必要が生じた場合、すぐに対応できる予算が不足している状況でございます。このため、今回、100万円の修繕料の予算計上を行うものでございます。

続きまして、上から3つ目の表でございます。児童扶養手当給付事業費24万5,000円についてです。2019年10月から消費税が引上げとなる中、子供の貧困に対応するために、国の臨時特別給付金事業として、未婚の児童扶養手当受給者に対して1世帯当たり1万7,500円の給付を行ったものでありまして、当初、50世帯見込んでおりましたが、36世帯となったために、差額の国庫負担金を返納するものであります。

続きまして、一番下の表です。生活保護適正実施推進事業費の生活保護システム改修業務委託料77万円についてでございます。生活保護法の改正により、本年10月1日より、単独での生活が困難な生活保護受給者に対しまして必要な日常生活上の支援を提供する日常生活支援居住施設といった制度が創設されたことに伴う生活保護システムの改修に係る委託料でございます。

続いて、歳入でございます。

158ページをご覧ください。158ページ、2つ目の表です。上から2つ目の表で、2行目、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金38万5,000円についてです。先ほど歳出で説明いたしました生活保護システム改修事業費77万円の補助率2分の1の国庫補助金でございます。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 170ページをご覧ください。下から2段目の枠になります。豊岡市立小中学校の適正規模・適正配置の審議会の関係ですけれども、まずは、人件費の減につきましては、当初、条例に規定する委員会ということでございますので、当初の中では、委員報酬に加えてアドバイス料を加えておりました。条例の規定に基づきまして、アドバイス料を下の段の報償金に振り替えるということと、それから、コロナの影響を受けまして、当初、5回の開催を予定していました委員会を、短時間開催というようなことも想定しながら、6回に増やすというような内容の補正になっております。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 170ページをご覧ください。一番下の枠になります。とよおかがんぱりタイム事業費の減額についてですが、これは、委託上限額の減額に伴うものです。

次に、プロから学ぶ創造力育成事業費10万5,000円を計上しております。これは、新たな県の補助事業として実施するもので、3年間で市内全中学校に兵庫ゆかりのクリエイターを派遣する事業

となっております。

歳入のほうですが、158ページ、下から2枠目の一番下の段になりますが、先ほど説明しましたプロから学ぶ創造力育成事業補助金のほうがこちらになります。

一番下のところですが、ひょうごがんばりタイムの委託金14万4,000円の減額、先ほど説明したのになります。以上です。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） マイナンバーカードのことで、現在のカードの市民の方の取得状況なんかはどうなんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） マイナンバーカードの交付率は、5月末現在、豊岡市全体で1万480枚でありまして、交付率は約12.8%となっております。5月中の申請者数は810人であり、10万円の特別定額給付金がオンライン申請で行えると発表があったこともあり、4月中の申請者が423人だったので、大幅に増加しました。しかし、まだまだ交付率は低いのが現状です。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 増えたのは、たしか10万円の給付金のオンライン申請ということがテレビなんかでもすごく、各市町村でマイナンバーカードの取得を求める市民が多い状況がよく出てたんですけども、そのカードを使っての交付金のほうになっちゃうか知らんけど、そのカードを使ってやっぱり申請したいという方がすごく多かったという状況でしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 実際、オンライン申請でされたのは、総務課のほうで10万円やっていますので、こちらのほうでは把握をしておりません。ただ、5月になりまして、先ほど言いましたように、市民課だけでも窓口交付、窓口で申請されたのが4月が76人だったのが、155人、そして、再設定とい

いまして、本来、マイナンバーカードを持っていて、オンライン申請をする場合、4桁の暗証番号を入れなければならないんですが、それをもう忘れたということで再設定をする場合は、窓口に来てもらわなければならないんです。その方が50名おられました。4月が4名だったので、50名おられたということで、やはりそれだけオンライン申請で早くもraitaitaiという方がおられたと想像はします。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 今、国のほうからも、マイナンバーカードのたくさん市民が取得するようにという、そういう方向でされてるということではありましたが、豊岡市として、そういう目標値みたいなも設定されてるんですか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 先ほども言いましたように、昨年度、交付円滑化計画というものを作成するというものでありまして、来年度ですかね、81%程度を目標としております。ただ、その中で出張申請等、例えば市内企業のほうに、要望がありましたら、回るだとか、6月からコミュニティセンターを回るだとかというようなことを予定はしてありますが、このコロナウイルスの関係で回っておれないというのが現実です。高い目標であります、なるべくそれに頑張るようにしたいと考えております。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 私なんかは、いろいろとオンライン申請についても大変トラブルが多かったこともあったりして、マイナンバーカードのたくさん取得するためのお金を国が出すことについてもすごく異議を唱えたいと思うんですが、そのシステムのそういう不備とか、例えば何か国のほうで銀行の口座と直結する、何かそれをつなぐような形でのテレビ放映なんかがあったんですけども、そこら辺のことは何かありますか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 口座のほうにひもづけす

るというような話については、テレビ等でも出るのは聞いておりますが、それはあくまでも国のほうがやることですので、こちらのほうでは何も分からないと、法律のほうで改正されることがあるかも分からないということです。

また、トラブルといいます、いろんなことはありますが、基本、この10万円関係でいろいろとトラブルがあったということで、豊岡市においては、窓口で申請のほうにつきまして大きなトラブルというのはありませんでした。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 170ページの適正規模審議会ですけれども、今回の、トラブルはないですけれども、コロナの関係で、後ろがずれるちゅうことは、予定はいつだいな、計画をまとめるいうてが。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 今年度の末に答申をいただく予定はしております。4月予定してました審議会が延期になっておりまして、7月1日に第2回を行うということになっています。市民の皆さんとの意見交換会というのが7月、8月、当初予定しておりましたが、審議ができておりませんので、秋に開催する予定にしております。意見交換会までに最低2回は審議会をしないと、ある程度のもんが出せないというふうに考えております。先ほど申しましたとおり、答申は2月予定しておるんですけども、今後のコロナの動きによっては、状況を見ないといけないかなというようなことはちょっと考えております。計画策定は来年度という予定にしております。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 今のところは、そういうふうな予定どおり考えてはおるちゅうことですか。

○分科会長（西田 真） はい。

○教育総務課長（永井 義久） 答申を年度内にいただくような予定で今は進めております。

○分科会長（西田 真） 分かりましたか。よろし

いか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） それから、もう一つ、マイナンバーのさっきの12.6%から83%か、えらい高い設定になつとるけれども、何かプレミアムはあらへんのか。マイナンバーカードを作るご褒美はないんかいうて。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） マイナンバーカード、これから今、国の施策で、7月ですかね、申請しまして、プレミアムのほうの関係でキャッシュレス決済ですかね、何か2万円を入金したら、5,000円をプラスしてもらって2万5,000円使えるというような制度ができると。もうするというふうになってます。ただ、それにつきましては、マイナンバーカードを取得するというのが前提になっておりますので、そちらのほう、5,000円をもしまうけたいということがありましたら、マイナンバーカードを作っていたいただきたいと思います。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） もうございません。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第87号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託、また分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたら、ご発言を願います。

久保川部長。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 先週の一般質問との兼ね合いの中で、ちょっとご報告といいますか、動きとしてご理解をいただけたらと思います。

消毒薬が少ないという中で、各区等でも玄さん教室とかもするしというようなどころのご質問もございました。うちとしても、できたらそういったことで、各地域の中で頑張っていたところに対して何らかができかなという思いもありましたので、今週のうちに各地区の公民館といいますか、会館ですね、には、厳密に言うと、全部の区が玄さん教室やられとるわけじゃないですが、そこはそういった期待も込めて、各区の会館のほうに1リットルの消毒薬、カネパスですけれども、これを1本ずつはお渡しをさせていただく予定で、今週のうちにそういったご連絡をさせていただこうかなと思っています。ただ、議会でもお話ししましたように、この消毒薬が幾らでもあるという状況ではございませんので、多分今回限りということになるうと思えますので、それ以降については各区もそういったことを区として対応せないかなということも意識をさせていただくようお願いをしながらということで、お配りをさせていただく動きをしたいということでご理解をいただけたらと思います。以上です。

○分科会長（西田 真） 今週中に配付。

久保川部長。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 多分今日にでも区長さん宛てに文書でお知らせをします。で、水曜日ぐらいに振興局のエリアの方は振興局に取りに行っていたら、お渡しできるようにしたいということで、全部に配るというのはちょっと、物がでかいのです、大変なんで、悪いですが、振興局のほうに取りにいていただく。豊岡の方は、うちのほうの事務所に取りに来ていただくというようなこととお渡しはできる心積りはもう、水曜日にはお渡しできるような段取りをしたいなという思いでございます。以上です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 今の件に関しては、各区に連絡が行くわけですね。

○分科会長（西田 真） 久保川部長。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今言いました対応については、文書を出して、今日にでも発送して、区長さんの手元には多分あしたぐらいに届く。その結果として、あさってに取り来ていただいても対応できるような準備を今するように対応してるという状況です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。当局の方、よろしいか。言い忘れたとか、ないですか。これは言っておかなあかんとか、よろしいか。あんまりないしょごとばかりされんと、言っていただければと思います。よろしいですか。委員の皆さんもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、ここで請願・陳情の審査に関係しない方については退席していただいて結構です。

分科会を暫時休憩します。

午前11時10分 分科会休憩

午前11時12分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、（2）番、請願・陳情の審査に入ります。

まず、請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（木山 敦子） 請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件。受理年月日、令和2年5月29日。

趣旨。義務教育は国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ること

は国の責務である。そのためにも、義務教育費国庫負担制度は国による最低保障の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫しており、また、自治体間で教育格差が生じること自体が大きな問題である。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、家庭の経済状況や自治体の財政状況で学ぶ環境に差が生じることが絶対に避けなければならない。

国の施策として、定数改善に向けた財源確保を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。義務教育費国庫負担制度は、今後も堅持されるべきであると考えている。

こうした理由から、次の事項の実現について、地方自治法第124条の規定により請願する。

記。1、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について制度を堅持すること。

2、上記の項目について、政府と関係機関に対し、意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町3番6号、豊岡市教職員組合、執行委員長、谷垣茂彦。紹介議員、青山憲司、西田真、足田仁司。付託委員会、文教民生委員会。以上でございます。

○委員長（西田 真） この件について、当局から意見、説明等はありませんか。ありませんか。

質疑、意見等はありませんか。ちょっと時間待ちましようか。よろしいか。いいですか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） この新しく入ったところは、自治体間の格差で教育の差が生じることがないように。それから、コロナウイルスの感染症の家庭の状況によって環境の差がないようにという、新しく

入ったところですか。別に毎年あれしてますので、いいんじゃないでしょうか。

○委員長（西田 真） よろしいか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 中間にある、何行目だ、三位一体改革の括弧の下の次の次、次の行の後半にある「独自財源による定数措置が行われているが」というのは、これは豊岡市の場合には行われてないですね。確認です。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 豊岡市の場合には行っておりません。

○委員（井上 正治） いいです。了解です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 例えば、この近隣市で、市町でどっかそういうことを実施されとるようなところが、もしご存じなところがあれば、ないですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 但馬内ではありません。ございません。で、近隣市でも、ちょっと存じているところはございません。

○委員（井上 正治） 分かりました。いいです。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ないですね、特にね。

特にありませんので、そしたら、討論を打ち切りさせていただきます。

お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきことに決定しました。

次に、請願第3号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件を議題といたします。

暫時休憩します。

午前11時17分 委員会休憩

午前11時19分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの第2号の請願に係る意見書の案文につきましてを議題といたします。

皆さん、それぞれ意見がありましたら、言っていたきたいと思います。3ページの義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書というのがありますが、これに対していろいろと意見があればと思いますが、なければ、この案文でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいか。異議ないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、請願第3号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件を議題といたします。

事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いいたします。

○事務局主幹（木山 敦子） 請願第3号、件名、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件。受理年月日、令和2年5月29日。

要旨。趣旨。新型コロナウイルス感染症対策として、3月には突然の全国一斉臨時休業の要請、それ以降も緊急事態宣言が告示され、いまだ先行きが見通せない中、学校現場では学びと育ちの保障や心のケア、感染症対策などに取り組んでいる。また、今回の長期臨時休業への対応がなかった場合においても、新学習指導要領の全面実施に加え、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。加えて、今後、学校再開を迎える現場では、文科省が示している三密対策を講じ、学級を複数のグループに分けた上で教育活動を行うことなどが求められる。終息が見通せない状況が続く中、少人数学級の着実な推進とそれに伴う教職員定数改善は必要不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、負担率が2

分の1から3分の1に引き下げられた厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることの原因となっている。

さらに、就学援助受給者の増大に表れているように、社会全体として低所得者層の拡大、固定化が進んでいる。特に昨今の経済情勢の影響を受け、所得の違いがますます広がり、教育格差につながっていくことが危惧される。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

これらのことから、次の事項の実現について、地方自治法第124条の規定により請願する。

記。1、子供と向き合う時間の確保を図り、きめの細かい教育の実現のために少人数学級を推進すること。

2、学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

3、上記の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町3番6号、豊岡市教職員組合、執行委員長、谷垣茂彦。紹介議員、青山憲司、西田真、足田仁司。付託委員会、文教民生委員会。以上でございます。

○委員長（西田 真） この件につきまして、当局から意見、説明等はありませんか。

それでは、討論とかは特にありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、当局職員の皆さんには、説明等でご協力いただき、ありがとうございました。討論に入ります前に、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時24分 委員会休憩

午前11時28分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの請願第3号ですが、特に討論とかなないということでもよろしかったですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は、採択すべきことに決定しました。

それでは、先ほどの請願第3号に係る意見書の案文について、皆さん、意見を出していただきたいと思えます。皆さんには配付してありますので、ちょっとそれを見ていただいて、意見を出していただければと思います。3ページのほうにありますので。特に去年と変わりませんので。よろしいか。

それでは、請願第3号につける意見書は、特にこれでいいということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、ご異議なしということで、ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次は、協議事項（3）番、報告事項についてです。

まず、市民生活部、生活環境課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

新型コロナウイルス感染症予防力向上事業の申請受付についてであります。よろしく願いいたします。

どうぞ。

○市民生活部長（谷岡 慎一） 先ほどございましたけれども、新型コロナウイルス感染症予防力向上事業補助金につきましては、既に補正5号でお認めいただいている件ですが、その後に県から補助金が、新しい補助金ができるので、事情が変わりましたので、それに応じて執行体制なり、周知についても若干見直しを行っております。今日は、その報告というこ

とで、させていただきます。

では、担当課長からさせていただきます。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） 今、市民生活部長のほうからご説明させていただいたとおり、当初、6月1日にホームページに掲載いたしまして、概要をご案内後、6月15日、本日ですね、本日から受付を予定する準備を進めておったんですが、部長からもございましたが、県のほうが補正予算案を発表されて、それが豊岡市がやろうとしたことよりも結構中身が厚く対応されてたということもございますので、既に市のほうに先に申請いただいた上で、県のほうみたいなことにならないように、県と歩調を合わせるというようなことの対応を取らせていただくことにしました。つきましては、本日に一応、豊岡市のホームページからは申請書等のダウンロードができる環境を整えさせていただいた後に、県と同じく、6月末をめどに受付を開始するといったことで今、準備進めておるところでございます。もし相談がございましたら、できるだけ県のほうの有利な制度をご案内するようなことで対応させていただくというようなことで予定をしております。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長（西田 真） 報告は終わりました。

これらの報告に対しまして、委員の皆さんで特に質問等あれば、お伺いいたします。

井上委員。

○委員（井上 正治） 県の制度は大分あれかいな。内容的にはよかったかいな。これちょっと、私もちょっととさらっと見たことはあるんだけど、簡単に概要でええんで、どの程度違うかだけ。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） 今、井上委員からご質問がございました件ですが、県のほうは中小企業等というくくりで、中小法人、個人事業主というこの2つに分かれて制度がつくられておりまして、単一事業所、複数事業所それぞれで制度がございます。ですので、中小法人の場合ですと、単一事業所だと

20万円、それから、複数事業所だと40万円、個人事業主だと単一事業所で10万円、複数事業所だと20万円出ますので、市の制度が5万円ですので、かなり有利だというふうなことで思っております。

それから、ただし、この制度につきましては、福祉、医療及び宿泊事業を除くというふうになっております。ただ、これにつきましては、それぞれ宿泊事業の場合、それから、福祉、医療事業所の場合とでまた別の制度がございまして、そちらも結構手厚く対応されてるようでした、ちなみに、宿泊施設ですと、1つのホテル、旅館を経営されてる場合ですと30万円、複数のホテル、旅館を経営されてる場合でしたら60万円ということですので、かなり手厚いというようなことで認識をしておりますが、ただし、県の制度につきましては、消耗品が対象外というふうに聞いておりますので、そういった県の制度に漏れる分につきましては、市のほうの制度を使っただけだと思っておりますが、ただ、市のほうの制度も機器、備品等を買っていただくということが前提でございますので、その辺り、ホームページ等では周知を図るようなことで掲載をちょっと工夫したりしております。以上です。

○委員（井上 正治） いいですよ。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、生活環境課の皆さん方につきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございます。

次に、地域コミュニティ振興部、新文化会館整備推進室から報告事項がありますので、お聞き取りください。

新文化会館整備基本設計業務契約候補者選定に係る公募型プロポーザルの再開についてでございます。よろしくお願いたします。

どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事（桑井 弘之） 一般質問の答弁の中にもございましたが、新文化会館の整備につきましては、こういう状況ではございますが、予定どおり進めさせていただくという中で、5月の早々には基本設計の業者を決定させていただいてというようなことで、プロポーザルを昨年、債務負担行為をお認めいただいて、2月頃から準備を進めておったわけでございますが、緊急事態宣言等発せられる中で、延期をしておりました。このたび、緊急事態宣言の解除とか、それからまた、今週末ぐらいにはまた次の段階に移るというような中で、一定のこのスケジュール変更をしながら進めていきたいと思っておりますので、今回、この場で説明をさせていただきたいと思っております。

担当のほうから説明させていただきます。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 先ほど部参事のほうから説明させていただきましたとおりでございますけれども、現在のスケジュールと変更後のスケジュールということで書かせていただいております。現在は第1次審査、いわゆる書類審査まで終了してる状況で、次の第2次審査っていうのは、実際の業者からヒアリングを受けて、最終的に契約業者を決めるという行為になります。当初、4月21日の予定でしたが、6月26日の金曜日に再開させていただきたいと考えております。審査結果の通知につきましては、7月の2日の木曜日にさせていただいて、最終的に契約締結は7月の予定で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西田 真） 報告は終わりました。

これらの報告に対しまして、委員の皆さんで特に質問等があれば、お伺いいたします。

井上委員。

○委員（井上 正治） このスケジュールが再開されたわけですが、このスケジュールでいくと、今までのスケジュールに対しての遅延、遅れるというのはないかな。どうですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 実質、2か月の遅れということでございます。当初、4月の21日で、ゴールデンウィーク等が重なるということもありますので、できましたら、当初スケジュールで何とか請け負っていただいた業者とスケジュール調整しながら進めていきたいと考えております。

○委員長（西田 真） よろしいか。
井上委員。

○委員（井上 正治） 非常に議場の本議会の中の一一般質問の中でも議論があった部分はあったと思うんですけども、大型投資でやるということを踏まえますと、やはりこのコロナの関係が非常にどこまで終息が見えない中で、本当に市の財政も見通せないということもあると思いますので、非常に厳しいとは思いますが、そういう議論というのは全く庁舎内ではされてないと、そういうことなんでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 本会議で市長のほうからもご説明させていただきましたとおり、起債事業ということで、実際に建設がかかるのが、今のスケジュールからいくと、二、三年後というスケジュールになります。実際、その二、三年後に起債を活用して、市債を大きく発行するわけですけども、その実際に返済する期間が3年据置きになりますので、実際に返済が始まるのは2025年、6年ぐらいから返済が始まるということで、現在、一番問題になってますコロナ対策との関連性というのは、ちょっと同じテーブルで並べるのは財政的には違うのかなという、内部的にはそういう話はしております。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 状況等というのは、今、説明聞いて、今後のスケジュールも一応は時間が、まだ相当時間がかかるだろうというふうなことのご答弁ございました。しかしながら、やっぱり大きな投資を伴うということについては、市の財政の状況も踏まえながら、しっかりと将来を見据えて、検討も

加えながら、見直すことも必要であるかも分かりません、かもです。ということで、ご検討いただいたらと。課題として、やっぱりどこかに1項目は加える必要があるかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これはお願ひです。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。
田中委員。

○委員（田中藤一郎） これまでも同じちょっと質問になってしまうかもしれませんが、やはり莫大な予算計上されるっていうことの中で、策定委員会が出された答申を基本的にされるということは、逆に言えば、非常にあの形のまま進められていくと、当初のように予算以上をした場合、ある意味、もうその予算がかけられない、その計画自体を修正して、見直さなければならぬっていうふうな形になるだとか、そういったダブルスタンダード的なこの部分というのはもう考えられてない。もうこのままの、あるがままのやつを計画どおりに進めていくっていうのが今回の場合っていうふうに理解すればよろしいですね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 基本構想・基本計画策定委員会っていうのは、市民の代表の方にも入っていただいて、こういう施設をつくっていききたいなということを取りまとめたものでして、今後、建築の形一つ、どういう形にするか一つにしても、共有部分の廊下の面積が減ったり、いろんなことがしてくると思います。その辺を基本設計で一つ一つ整理しながら、6,500平米がもうコンプライトされたものとは全然当局も考えておりませんので、一つ一つを精査して積み上げていく。その中で各委員さんにもご意見をいただきながら、どういった形のもが一番ベストなのかっていうのを積み上げていきたいと考えております。ですから、今決まってる基本計画で決まってるものが全てベースで始めるというわけではないですが。以上でございます。

○委員長（西田 真） 田中副委員長。

○委員(田中藤一郎) その議員説明会みたいなのは、どれぐらいやられるつもりなんでしょうか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○新文化会館整備推進室長(櫻田 務) まだ業者が決まっておりませんので、業者が決まって、どうですかね、ある程度資料が整いながら、比較検討できる、イメージが分かる絵をもって、どうしましょうという、言葉だけ、文章でお話ししても、多分イメージが合ってこないんじゃないかなということを考えておりますので、今一番課題なのが600から800ということで、席数がまだ明確に決まっていないところを、ある程度のを見ていただく図面等の資料を作ってから一度協議をさせていただきたいというのが、ちょっと秋口になるのかってというようなイメージでは今のところ、おります。以上でございます。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事(桑井 弘之) 今の話なんではございますけども、何せ初めてやる取組でございますので、これから何回協議を重ねてっていうの、今の段階で申し上げられないのが実態でございます。設計を進める中で、必要に応じて必要なタイミングでご協議なんかもさせていただきながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(西田 真) 田中副委員長。

○委員(田中藤一郎) これは非常にコロナも関係ありますし、今後の豊岡市の財政も含めた部分も大きいので、本当に小まめにそういった形をしていただきたいなど。よくあるのが、本当出来上がって、これどうですかってということではなくて、それまでの話の中でいろんなお話を、特に席数並びに大きさ等々を含めたところをしていただけないと、もうこれできちゃう、これで云々かんぬんというようなことのないように、その辺りは大丈夫ですか。確認の意味で。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○新文化会館整備推進室長(櫻田 務) これで決まりましたなんていうことはあり得ないと思ひます

ので、逐次ご相談しながら、一つ一つ進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長(西田 真) 田中副委員長。

○委員(田中藤一郎) ですので、タイムスケジュールを、先ほどは、2か月遅れてる分、間に合わせるような形で進めたいというのは分かるんですけども、逆にやっぱりそこをしっかりと時間をかけていただいて、皆さんが、私も含めた部分が、皆さんがしっかりと認識していただいて初めてというようなことがありますので、タイムスケジュールありきで議論等々は考えていただくと、非常に問題になってくると思ひますけれども、その辺りは、もう一度、いかがですか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事(桑井 弘之) 今おっしゃいましたことを重々承知してございまして、実は今日のこの場も、そういったこともございましたんで、あえてスケジュールの再開につきましてご報告させていただいたり、あと、こういう場も設けさせていただいておりますので、こんな感じで今後とも何かタイミング見計らいながら、ご協議させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長(西田 真) 田中副委員長。

○委員(田中藤一郎) すみません、もう一度確認で、タイムスケジュールありきではないですね。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事(桑井 弘之) タイムスケジュールありきではないんですけども、やはり今の現市民会館のほうも限界がまたいずれやってまいりますので、そういったところを見計らいながら、適切な時期を考えていきたいと思ひしております。以上です。

○委員長(西田 真) 田中副委員長。

○委員(田中藤一郎) そのとき、しっかりと議論したいなというふうに思ひます。タイムスケジュールありきではちょっと困るかなというふうに思ひますので、これは意見として重く言っておきたいと思ひます。以上です。

○委員長(西田 真) ほかにありませんか。よろ

しいか。

それでは、質問等は打ち切らせていただきます。
新文化会館整備推進室の皆さんにつきましては、
ここで退席していただいて結構です。お疲れさまで
した。ありがとうございました。

以上で全ての報告は終わりました。

次に、協議番号（４）番、委員会意見・要望のま
とめに入ります。

当委員会の意見・要望として、委員長報告に付す
べき内容について協議いただきたいと思います。

委員の皆さんからの提案について、委員会意見・
要望とすべきか、協議を行いたいと思いますので、
それぞれ意見とか要望があれば、出していただき
たいと思います。

暫時休憩します。

午前 11 時 48 分 委員会休憩

午前 11 時 54 分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、休憩前に引き続
き委員会を再開いたします。

委員会意見・要望のまとめとしまして、委員長報
告に付すべき内容がありましたら、ご発言願います。
福田委員。

○委員（福田 嗣久） 今回の常任委員会分ですけれ
ども、83号議案、それから89号議案、介護保険
事業、それから国民健康保険事業について、今回の
このコロナによる収入の減の人に対しての減免規
定が盛り込まれておりますけれども、市民の皆さん
にできるだけ分かりやすく周知徹底を図っていただ
きたいということを意見として申し上げたいと思
います。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。ない
ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 今、福田委員のほうから、
第83号議案、第89号議案の介護保険と国民保険
税に対する減免の意見が出ました。そのように取り
まとめてよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、ただいま協議い
ただきました委員会意見・要望を含む委員長報告の
案文については、福田委員が出されたことを頭に
置きながら、正副委員長に一任願いたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのよ
うに決定いたしました。

委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 55 分 委員会休憩

午前 11 時 55 分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 休憩前に引き続き分科会
を再開いたします。

次に、協議番号（５）番、分科会意見・要望のま
とめに入ります。

当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に
報告すべき内容について協議いただきたいと思
います。

委員の皆さんからの提案について、分科会意見・
要望とすべきか協議を行いたいと思います。

それぞれ意見があれば、出していただきたいと思
います。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 56 分 分科会休憩

午後 0 時 03 分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 休憩前に引き続き分科会
を再開いたします。

先ほどの分科会意見・要望の件であります。委
員長報告に付すべき内容の案文ですけど、福田委員
のほうから休憩中にありました話をちょっとまと
めてお願いいたします。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） まとまるかどうか分かりませ
んけれども、令和2年度一般会計補正予算（第4号）
につきまして、これも当然のことながら、コロナ禍
の対策でございます。その中で、住居確保給付金支
援事業費につきましては、該当する市民の皆さんに

分かりやすく周知を図っていただきたい。並びに、相談窓口についてもしっかりと丁寧に対応していただきたいということを申し上げたいと思います。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、先ほど福田委員のほうから、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）の住居確保給付金支援事業費、住居確保給付金については、コロナ対策として、該当する市民に分かりやすく周知徹底されたい。また、窓口云々という話がありましたけど、その辺でまとめてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望を含む分科会長報告の案文については、正副分科会長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会いたします。

午後0時04分 分科会閉会

午後0時04分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、委員会を再開いたします。

次に、協議事項（6）番、閉会中の継続調査（審査）の申出についてを議題といたします。

4月13日の委員会において協議いただきました重点調査事項について、別紙1の3ページを、3項ですか、をご覧ください。9項目め、新型コロナウイルス対策についてを追加しています。ご確認をお願いしたいと思います。

それでは、議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続調査（審査）事項として議長に申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように……。

はい。

○委員（清水 寛） すみません、これ新型コロナウイルス対策ってということなんですけれども、当局の資料は割と新型コロナウイルス感染症っていうので、感染症って言葉が入るんですけども、その言葉をつけなくてもいいんですかね。どうでしょう。

○委員長（西田 真） 皆さん、どうでしょうか。（「入れたほうがいい」「感染症、入れましょう」と呼ぶ者あり）

それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、9項目めに新型コロナウイルス感染症対策についてを追加したいと思います。

それでは、議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続調査（審査）事項として議長に申し出たいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

最後に、協議事項（7）番、その他についてを議題といたします。

委員の皆さんから何か協議や意見交換等すべき事項があれば、ご発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特にないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時07分閉会
